

下記の1 2 3 4 いずれかへのご送客で、奨励金額を助成します。(5名以上)



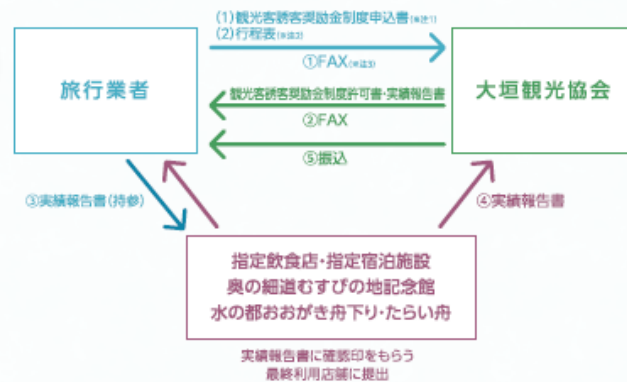
1 奥の細道むすびの地記念館 2 水の都おおがき舟下り・たらい舟 3 指定飲食店 4 指定宿泊施設

送客人数	5名～19名	20名～39名	40名以上
1カ所利用	5,000円	10,000円	15,000円
2カ所利用	10,000円	15,000円	20,000円
3カ所利用	15,000円	20,000円	25,000円
宿泊利用	+10,000円	+10,000円	+10,000円
最大金額	25,000円	30,000円	35,000円

※1カ所追加送客毎に5,000円を増額します。  
※「指定宿泊施設」に宿泊で10,000円を定額増額します。宿泊利用のみでも利用可能(人数関係なく定額10,000円)。

助成額

申請から受け取りまで



※注1 右記ページのコピーまたは当協会ホームページ内の「旅行業者の皆様へ」のリンクをクリックして申込書をダウンロードしてご利用ください。  
※注2 行程表の中に「奥の細道むすびの地記念館」予約された「指定飲食店」名または「指定宿泊施設」名または「水の都おおがき舟下り・たらい舟」を明記してください。  
※注3 旅行実施日の5営業日(土・日・祝・年末年始を除く)前までに「観光客誘客奨励金制度申込書」上行程表を当協会へFAXしてください。  
確認後、「観光客誘客奨励金制度許可書」と「実績報告書」をFAXいたします。  
※助成金の受け取りは、原則口座振込となります。(振込手数料は当協会負担) (現金払いを希望される場合は別途相談にのります)  
※助成金の支払いは、ご利用日の翌月末までにいたします。  
※注4 「水の都おおがき舟下り・たらい舟」は、雨天等都合により中止させて頂く場合がございます。  
その場合は「水の都おおがき舟下り・たらい舟」分は奨励金額にカウントされません(1カ所としてカウント)。  
※注5 最終助成額が予定額に満たない時点で、助成金制度を終了させていただきます(HP上でご案内)。  
※注6 1つの旅行業者(各営業所)で、20件までの送客となります。  
※注7 宿泊利用のみでの利用可能です。(5名以上の送客、人数関係なく定額10,000円)  
※注8 当日の送客が5名から減少した場合、またはご予約いただいた施設等の利用がなかった場合は許可した誘客助成金は対象外となります。  
その場合、必ず当協会と予約された指定飲食店、指定宿泊施設へのご連絡をお願いします。

申込期限:利用日の5営業日前

FAX 0584-81-8828 (大垣観光協会 行)

申込日 年 月 日

## 観光客誘客奨励金制度申込書

大垣観光協会様

住所 〒 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 会社名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_ ㊟  
 TEL \_\_\_\_\_ / FAX \_\_\_\_\_

岐阜県の大垣観光協会が実施する「観光客誘客奨励金制度」を活用したいので、次のとおり申込みます。

### 【詳細情報・施設利用情報】

送客予定月日	団体名	送客予定人数	添乗員
月 日 ( )		名	有・無

利用予定箇所を(利用)にて明記お願いします(利用を○で囲んで下さい)。  
また、利用日が複数日に分かれる場合は、余白に各箇所の利用予定日を明記願います。

- 奥の細道むすびの地記念館 利用
- 指定飲食店 利用 → ( 飲食店名: \_\_\_\_\_ )
- 指定宿泊施設 利用 → ( 宿泊施設名: \_\_\_\_\_ )
- 水の都おおがき舟下り・たらい舟 利用 → ( 舟下り or たらい舟 )

※ 当協会「指定飲食店・指定宿泊施設」、「舟下り・たらい舟」ご利用の場合は、予約申込み後にお申込みください。  
※ 「送客人数」はご参加のお客様のみ的人数となります。  
(添乗員、ガイド、ドライバー等は「送客人数」に含まれません。)  
※ この申込書に必ず行程表を添付し、FAXで(0584-81-8828)送信願います。  
※ 受付後、助成対象となった場合は、「観光客誘客奨励金制度許可書(様式3)」と「実績報告書」をFAXで送信します。

### 【観光客誘客奨励金振込先】 ※ 受取は原則口座振込となります(振込手数料は当協会負担)。

銀行名	支店名
預金種別 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> 座番号
<input type="checkbox"/> 座名義	